

文化芸術分野への支援拡充に関する意見書（案）

新型コロナウイルス感染拡大の防止のために、文化芸術分野の公演やイベントは、本年2月末から自粛や中止を余儀なくされ、活動に携わるアーティストやスタッフ、団体及び施設運営者は、経済的に大きな打撃を受けている。

緊急事態宣言の解除後、イベントの開催制限は順次緩和されているものの、収容率50%以内とされているイベントも少なからず残されている。また、入場者の手指の消毒、座席など施設の消毒・衛生管理の強化等の対策は欠かせない。営業や興行を行っても採算が取れない場合も多く、文化芸術活動の大きな足かせとなっている。イベントの自粛や中止に対し補償がない上、政府が新型コロナウイルス感染症の影響に伴い設けた給付金制度などの施策について、支給要件に当てはまらず、支援を受けられないアーティストやスタッフ等も少なくない。

そもそも日本の文化関係予算の国家予算全体に占める割合は諸外国に比較し極めて小さく、支援が不足しているのが現状である。文化芸術を創造し享受することは、心豊かな生活に欠かせないものであるため、支援の拡充が求められる。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、文化芸術関係者が、新型コロナウイルス感染症による危機を乗り越え活動を発展させ、国民がそれを享受することができるよう、文化関係予算を抜本的に拡充するとともに、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 国費を投入した基金を創設し、文化芸術活動の損失補填及び支援を行うこと。
- 2 「文化芸術活動の継続支援事業」は、実施期間を延長するとともに、申請要件の緩和、手続の簡素化、支給までの事務処理の迅速化を図ること。
- 3 イベントの開催制限は、その効果について科学的に検証し、専門家や関係者と協議の上、必要な見直しを図ること。
- 4 入場制限や感染防止対策に伴い生じる赤字については国が補填すること。また、地方自治体が補助、補填を行った場合には国が助成すること。
- 5 文化芸術施設や事務所などに係る固定資産税を地方自治体が減免した場

合には、国が減免分を助成すること。

6 文化芸術関係者が劇場・ホール等からPCR検査を求められる実情に鑑み、これらの関係者が廉価で定期的、計画的に検査を受けられる体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月 日

東京都議会議長 石川良一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

} 宛て